

## 参考 2. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

### 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

#### (趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第5条第1項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

#### (用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「高機能V2H充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又は、これらを組み合わせた機能を備えたV2H充電設備をいう。
- 四 交付規程第3条第1項第二号における「普通充電設備」のコントロールパイロット機能には、使用・非使用による切り替えを必須としないこととする。
- 五 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。
- 六 「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。
- 七 充電設備における「中古品」とは、公募申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、公募申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。
- 八 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の公募申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

#### (補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、塩害地又は寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第三号までに定める金額及びその仕様差を考慮しつつ、高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業においては750万円、共同住宅等充電設備設置事業では400万円、その他公共用充電設備設置事業と工場・事業所充電設備設置事業においては300万円を超えない範囲でセンターが個別に判断する。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。

一	定格出力が10キロワット以上30キロワット未満の急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	410万円
	その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	130万円
二	定格出力が30キロワット以上50キロワット未満の急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	430万円
	その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	140万円
三	定格出力が50キロワット以上の急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	450万円
	その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	150万円
四	普通充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	200万円
	その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	75万円
五	V2H充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	250万円
	共同住宅等充電設備設置事業	133.3万円
	その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	100万円
六	蓄電池付充電設備	
	* 定格出力が10キロワット以上30キロワット未満の蓄電池付急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	710万円
	共同住宅等充電設備設置事業	373.3万円
	その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	280万円
	* 定格出力が30キロワット以上50キロワット未満の蓄電池付急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	730万円
	共同住宅等充電設備設置事業	386.6万円
	その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	290万円
	* 定格出力が50キロワット以上の蓄電池付急速充電設備	
	高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	750万円

共同住宅等充電設備設置事業	400万円
その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	300万円
*蓄電池付普通充電設備	
高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	420万円
共同住宅等充電設備設置事業	246.6万円
その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	185万円
*蓄電池付V2H充電設備	
高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	420万円
共同住宅等充電設備設置事業	246.6万円
その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	185万円
七 充電用コンセント	
高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	5万円
その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	2.5万円
八 充電用コンセントスタンド	
高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業	15万円
その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業	7.5万円
2 交付規程第5条第1項の規定による補助対象経費に係る事業毎の充電設備と設置基数の目安は別表1-1のとおりとする。	
3 交付規程第6条第1項の規定による充電設備の種類及び設置工事の内容毎にセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。	
4 交付規程第6条第2項に規定による充電設備等の型式毎にセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-3のとおりとする。	
5 交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表9に定める。	
6 交付規程第7条第4項及び第9条第2項に規定する補助金の予算の範囲の内訳は、高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業及びその他公共用充電設備設置事業を14億円程度、共同住宅等充電設備設置事業及び工場・事業所充電設備設置事業を8.5億円程度とする。	
7 前項の予算の範囲の内訳や交付規程別表1の補助金交付上限額の補助率は必要に応じて見直すこととする。	

## (補助金の公募申請)

- 第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成28年9月30日(金)とする。
- 2 交付規程第7条第2項第七号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為に基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。
- 3 交付規程別表4に掲げる公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2のとおりとする。

- 4 交付規程第7条第4項に規定するセンターが定める採択を行う日は、別途定めることとする。
- 5 交付規程第7条第1項に規定する公募申請書の提出があった場合は、所定の様式及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについて受付を行う。書類の不足や様式相違等、センターが適正でないとした場合は、受付を不可とし、その旨を公募申請者に通知した上で、返却するものとする。
- 6 公募申請書類に不備があった場合は、受付を保留し、センターが公募申請者に一定期間内に書類の不備を是正するように指示することができるものとする。
- 7 前項にあつては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第5項同様に受付を不可とし、その旨を公募申請者に通知した上で、返却するものとする。
- 8 第5項及び前項の規定は、交付規程第8条に規定される交付申請書及び第14条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
- 9 共同申請を行う場合にあつては、交付規程第7条第1項の規定による公募申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
  - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とする。
  - 二 交付規程第16条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
  - 三 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はその返納額の全額を連帯して返納すること。
- 10 前項に規定する共同申請書を提出するにあつては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 全ての共同申請者の印鑑登録証明書（三ヶ月以内の発行のもの、原本。）
  - 二 共同申請者が法人にあつては履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書等（三ヶ月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める様式による役員名簿
  - 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の理事長が選任されたことを証する書類の写し及び現理事長の本人確認書類
- 11 公募申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による公募申請と同時に、センターが定める様式による「特別な仕様に基づく工事」申請事由書を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

- 第5条 交付規程第8条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成28年10月31日（月）とする。
- 2 交付規程同条第2項第三号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 3 交付規程別表5に掲げる交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3

のとおりとする。

- 4 交付申請者は、交付規程第20条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目を手続代行者へ依頼しなければならない。
  - 一 手続代行者は、交付申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
  - 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
  - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類に関しては、全て交付申請者となること。
  - 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第26条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
  - 五 手続代行者は、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書の署名・押印をもって、前各号に同意したものとする。
- 5 前項の規定は、交付規程第14条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
- 6 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第17条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して交付申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第6条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

- 2 充電設備の購入費については、充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額（千円未満の額は切り捨て。）と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。なお、高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業における「高速道路SA・PA」等、「道の駅」に設置される充電設備については、当該充電設備に係る購入価格と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式でセンターが承認した本体価格のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第7条第4項の規定による採択通知書に記載の内容に対して、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 3 設置工事費については、交付規程別表2に事業毎に定めた額を補助額とする。（千円未満の額は切り捨て。）別表1-2に定める事業毎工事項目毎に定額、あるいは補助上限額と交付申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。
- 4 第2項及び前項の規定におけるただし書きは、交付規程第9条第2項の規定による交付決定通知書の記載内容に対して、交付規程第14条第1項の規定による実績報告書においても準用するものとする。

(利益等排除の方法)

第7条 交付規程第7条第2項第八号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

- 2 交付申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書と同時に、センターの定める様式による利益等排

除申告書を添付してセンターに提出しなければならない。

- 3 交付申請者は、第1項に規定する方法よる交付規程第9条第2項の交付決定通知を受けた場合は、センターの定める様式による利益等排除申立書を、同規程第14条第1項の規定による実績報告書に添付してセンターに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 センターは、交付規程第7条第4項の公募審査等及び第9条第2項の交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

第9条 センターは、交付規程第7条第4項の採択通知、同条第5項の条件、第9条第3項の修正、同条第6項の条件、第11条の計画変更の承認その他の理由により、当初の交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 交付申請者は、交付規程第11条のセンターが定める様式による計画変更承認申請書の提出に先立ち、センターが定める様式による計画変更申告書を提出するものとする。
- 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターが定める様式である変更届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、極めて軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更申告書の提出をもって承認する。

(実績報告等)

第10条 交付規程第14条第1項のセンターが別に定める日は平成29年1月31日(火)とする。

- 2 交付規程第7条第2項第九号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。
- 3 交付申請者は、交付申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、交付規程第12条に定める工事完了日遅延等報告書をもって、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
- 4 交付規程第14条第2項のセンターの承認を受ける場合は、センターが定める様式による実績報告日期限遅延事由書を提出しなければならない。ただし、第1項に定める日を超過することはできないものとする。
- 5 交付規程別表6に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表5のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

第11条 交付規程第18条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表6のとおり定める。

- 2 交付規程第18条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表7のとおり定

める。

(財産処分の制限等)

第12条 交付規程第19条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。

- 2 交付規程第19条第3項の承認を受けて行われる処分うち、別表8に掲げるものにあつては、同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第19条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返納を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。
  - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
  - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返納を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返納額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第18条第3項に定める保有義務期間に第19条第1項において処分を制限されていない取得財産等を処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

- 第13条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。
- 2 主に公共用充電設備設置に係る交付申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第14条 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合は、公募申請期間を短縮することができる。
- なお、この場合には、センターのホームページ上で公募申請の受付を終了したことを告知する。
- 2 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める日を超えて、公募申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で公募申請の受付期間を延長することを告知する。

(審査委員会)

第15条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細

則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、補助対象となる充電設備の審査、その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

（採択委員会）

第16条 センターは、有識者等により組織された採択委員会の事務局となり、交付規程第7条第4項における公募審査等をするときは、当該採択委員会の審議を経なければならない。

（様式）

第17条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式36までのとおりとする。

（附則）

1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成28年5月6日）から適用する。

（附則）

1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成28年5月6日）から適用する。
3. この実施細則は、平成28年7月21日から適用する。

（附則）

1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成28年5月6日）から適用する。
3. この実施細則は、平成28年9月21日から適用する。

別表 1-1 事業別充電設備と設置基数の目安

事業	急速充電設備 及び 蓄電池付 充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅 充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 注1	高速 2基 道の駅 2基 注2	高速 2基 道の駅 2基 注3	高速 2基 道の駅 2基	高速 2基 道の駅 2基
2. その他公共用 充電設備設置事業	1基 注4	駐車場収容台数に よる 注5	同左	同左 注6	同左 注6
3. 共同住宅等 充電設備設置事業	1基 注4	共同住宅等に付属 する駐車場台数に よる 注7	同左	同左 注8	同左 注8
4. 工場・事業所 充電設備設置事業	1基 注4	工場・事業所の 当該駐車場台数に よる 注9	同左	同左 注10	同左 注10

注1 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注2 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注3 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注4 2. その他公共用充電設備設置事業、3. 共同住宅等充電設備設置事業及び4. 工場・事業所充電設備設置事業において、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注5 2. その他公共用充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1～333台：1基、334～555台：2基、556～777台：3基、778～999台：4基、

1,000～1,222台：5基、1,223～1,444台：6基、1,445～1,666台：7基、

1,667～1,888台：8基、1,889～2,111台：9基、2,112～2,333台：10基

2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。

注6 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。

注7 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか低い方。

注8 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。

注9 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15基のいずれか低い方。

注10 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注9に準ずる。



別表1-2 事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：万円)

事業の種類	1. 高速SA・PA及び道の駅充電設備設置事業										2. その他公共用充電設備設置事業										3. 共同住宅等充電設備設置事業										4. 工場・事業所充電設備設置事業										
	高速道路等のSA・PA		道の駅								商業施設・宿泊施設等										新築、既設の分譲・賃貸マンション等										従業員駐車場、社有駐車場										
対象となる充電設備	急速	急速	普通・V2H				充電用コンセント*1 コンセントスタンド				急速	普通・V2H				機械式駐車場*1 (充電用コンセント)		充電用コンセント*1 コンセントスタンド						急速	普通・V2H				機械式駐車場*1 (充電用コンセント)		充電用コンセント*1 コンセントスタンド										
充電設備の補助率	定額	定額								1/2				—		1/2						1/2	1/2 (2/3)*2				—		1/2												
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額		定額										
		労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計	労務	部材	計										
(1) 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																								
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費		30(35)		20(25)		20		30(35)		20(25)		150		20		30(35)		20(25)		150		20		30		20		150		20										
	イ.本体搬入費		15(30)		5(10)		5(10)		15(30)		5(10)		5(10)		15(30)		5(10)		5(10)		15(30)		5(10)		15		5		5		5										
② 電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎にセンターが上限を定める		71	59	130	33	32	65	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65	71	59	130	33	32	65	200	33	32	65
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ																																								
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電器を設置した場合に限る																																								
		70						70								70																									
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																								
ア. 入口が2か所以下の施設への設置			5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15																		
	イ. 入口が3か所以上の施設への設置		10		20		30		10		20		30		10		20		30		5		10		15																
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す																																								
① 充電スペースのライン引き			4	1	5	4	1	5	4	1	5																														
② 路面表示			9	6	15	9	6	15	9	6	15																														
③ 屋根	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない		10	40	50	10	40	50	10	40	*6	50	10	40	50	10	40	50	10	40	*6	50																			
④ 小屋	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない		10	60	70	10	60	70	10	60	*6	70	10	60	70	10	60	70	10	60	*6	70																			
⑤ 充電設備防護用部材			3	5	8	3	5	8	3	5	8	3	5	8	10	10	20	3	5	8	3	5	8	10	10	20															
⑥ 電灯			4	6	10	4	6	10	4	6	10																														
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請(1工事)あたりの補助上限額																																								
① 雑材・消耗品費、養生費			5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		3		3		3		3		3		3						
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費		15	15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15					
	レイアウト検討費		15	35		10		25		10		25		15		35		10		25		10		25		50*5		70		45*5		60		45*5		60		45*5		60	
	電力会社立会・協議費		5	0		0		0		5		0		0		0		0		5		0		0		5		0		0		0		0		0		0			
③ 安全誘導員費			15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		10		10		10		10		10		10						
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ																																								
⑤ 充電スペース造成費	高速道路等、道の駅、および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合																																								
⑥ (1)~(3)の工事にかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		10		10		10		10		10		10						
		5000		*3																																					

- \*1 充電用コンセントは、補助対象とするが、充電用コンセント(充電用コンセントスタンドに追加する充電用コンセントを除く)の購入費は、(1)充電設備等設置工事費の②電気配線工事費の部材費に含むことができるものとする。
- \*2 共同住宅等充電設備設置事業では、V2H、および蓄電池付の急速、普通充電設備、およびV2Hの補助率は2/3とする。
- \*3 特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。
- \*4 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。
- \*5 既設分譲共同住宅に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲共同住宅、賃貸の共同住宅においては、急速15万、普通10万を上限額とする。
- \*6 コンセントスタンド設置時のみ適応する。
- (注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別途センターが定める。



(別表 1-3)

## 平成 28 年度 補助対象充電設備型式一覧表 (平成 28 年 5 月 25 日現在)

【区分】高機能又はそれ以外を示す。なお、高機能は運用費低減機能/課金欄にて別に表示

【P5】「保証等プログラム付」定期点検費用・コールセンター費用・通信費用のいずれか又は全部を本体価格に含むものを表示

【仕様】耐塩：塩，寒冷地：寒，耐塩+寒冷地：塩・寒，三相：三，单相：単

## 急速充電設備

メーカー名	充電設備	区分			P5	型式	出力	仕様		補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認 した本体価格 (円)*1
		高機能 課金	運用費 低減機能	蓄電池								
JFEテクノス	50kW以上			○		RAPIDAS-R	50kW	三		2,450	3,266	4,900,000
	高機能	○		○		RAPIDAS-R-AE	50kW	三		2,800	3,733	5,600,000
		○		○		RAPIDAS-R-AJ	50kW	三		2,900	3,866	5,800,000
		○		○		RAPIDAS-R-AU	50kW	三		2,900	3,866	5,800,000
		○		○		RAPIDAS-R-AE-EM	50kW	三		3,000	4,000	6,000,000
		○		○		RAPIDAS-R-AJ-EM	50kW	三		3,000	4,000	6,000,000
		○		○		RAPIDAS-R-AU-EM	50kW	三		3,000	4,000	6,000,000
		○		○	○	RAPIDAS-R-AE-P5	50kW	三		-	-	7,090,000
		○		○	○	RAPIDAS-R-AJ-P5	50kW	三		-	-	7,300,000
		○		○	○	RAPIDAS-R-AE-EM-P5	50kW	三		-	-	7,490,000
○		○	○	RAPIDAS-R-AJ-EM-P5	50kW	三		-	-	7,500,000		

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したのから順次センターホームページにてご案内いたします

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

\*1 本表で示す「センターが認めた本体価格」は、センターが定める要件や補助する上限額等に基づき算定された補助対象として承認した本体価格であり、メーカー各位が定める標準価格とは異なりますことをご理解ください。

- ・高速道路 SA・PA 及び道の駅に設置する場合、本価格が補助上限額となる。
- ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカー確認のこと。

(別表 1-3)

## 平成 28 年度 補助対象充電設備型式一覧表 (平成 28 年 5 月 25 現在)

【区分】高機能又はそれ以外を示す。なお、高機能は運用費低減機能/課金欄にて別に表示

【P5】「保証等プログラム付」定期点検費用・コールセンター費用・通信費用のいずれか又は全部を本体価格に含むものを表示

【仕様】耐塩：塩，寒冷地：寒，耐塩+寒冷地：塩・寒，三相：三，单相：単

## 普通充電設備

メーカー名	充電設備	区分			P5	型式	出力	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認 した本体価格 (円)*1	
		高機能		蓄電池								
		課金	運用費 低減機能									
パナソニック	普通充電設備					DNE3000K	4kW	単	150	-	300,000	
						DNE3300K	4kW	単	225	-	450,000	
						DNE3000K-NA	4kW	単	175	-	350,000	
						DNE3300K-NA	4kW	単	250	-	500,000	
						DNC321K	4kW	単	85	-	170,000	
						DNM321S	4kW	単	120	-	240,000	
	高機能			○			DNC321PK	4kW	単	90	-	180,000
				○			DNM321PS	4kW	単	125	-	250,000
		○					XDBNAS3000K	4kW	単	750	-	1,500,000
		○					XDBNAS3300K	4kW	単	750	-	1,500,000
		○					XDBNAK3000K	4kW	単	750	-	1,500,000
		○					XDBNAK3300K	4kW	単	750	-	1,500,000
		○					DNXC300RK	4kW	単	310	-	620,000
		○					DNXC300WK	4kW	単	330	-	660,000
		○					DNXC330RK	4kW	単	437	-	875,000
		○					DNXC330WK	4kW	単	457	-	915,000
	充電用 コンセント						WK4322S,Q,W,B		単			3,500
							WK3911		単			3,100
							WK39115		単			3,100
							WK4422S,Q,W,B		単			10,000
							DNM2010		単	19	-	39,800
	充電用 コンセント スタンド						DNE201K		単	24	-	49,800
							DNM021S,Q,B		単	49	-	99,800
						DNE001K		単	75	-	150,000	
						BPE021		単	27	-	54,700	
						BPE221		単	41	-	82,000	

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したもののから順次センターホームページにてご案内いたします

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

\*1 本表で示す「センターが認めた本体価格」は、センターが定める要件や補助する上限額等に基づき算定された補助対象として承認した本体価格であり、メーカー各位が定める標準価格とは異なりますことをご理解ください。

- ・高速道路 SA・PA 及び道の駅に設置する場合、本価格が補助上限額となる。
- ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカー確認のこと。

## (別表 2) 公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの
①共同住宅等充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所が共同住宅等であることを証する書類
②工場・事業所充電設備設置事業の従業員駐車場の申請にあつては、従業員駐車場であることを証する書類
③工場・事業所充電設備設置事業の社有車用駐車場の申請にあつては、所有する電気自動車等の自動車検査証（車検証）の写し、又は今後購入予定であることを証する書類（購入計画書等）
④その他必要に応じてセンターが定めるもの

## (別表 3) 交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの
①充電設備を設置する土地が借地の場合は土地の借用書（賃貸借契約書等）
②充電設備選定理由書
③工事施工会社選定理由書
④その他必要に応じてセンターが定めるもの

## (別表 4) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
補助金の公募申請者及び交付申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。	
（1）公募申請者及び交付申請者自身	
（2）100%同一の資本に属するグループ企業	
（3）公募申請者及び交付申請者の関係会社（上記（2）を除く）	
2. 利益等排除の方法 （注）	
（1）公募申請者及び交付申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価及び当該設置工事費の工事原価をいう。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品及び当該設置工事費の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算

	報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
(3) 公募申請者及び交付申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、及び取引価格が工事原価と当該設置工事に対する経費等及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」、「工事原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品及び当該設置工事費に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表5) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ① 充電設備等設置工事代金の支払証憑（充電設備の本体価格が記載されているもの）
- ② 充電設備等設置工事の完了を証する書類
- ③ 充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、次の書類
  - ・ リース契約書のコピー
  - ・ 貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面
- ④ その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表6) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間(設置完了日からとする)

事業の種類	対象となる 取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を 制限する期間 ※
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅 充電設備設置事業 2. その他公共用 充電設備設置事業 3. 共同住宅等 充電設備設置事業 4. 工場・事業所 充電設備設置事業	充電設備 及び 付帯設備等		5年

(※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のもの)

(別表7) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。
1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
2. リース契約期間が保有義務期間に満たしていないことが判明した場合(リース事業者がその満たない期間保有し続けることを誓約した場合はこの限りではない)
3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(別表8) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分(貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。)
1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

## (別表 9) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V 2 H 充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が、第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
2. 「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V 2 H 充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。